

# 防災管理制度

## 防災管理を要する災害

防災管理制度（防災管理者による防災管理業務の実施、共同防災管理事項の協議、防災管理点検資格者による定期点検報告、防災管理定期点検報告の特例の制度）が適用されるのは、「火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるもの」であり、「火災以外の災害で政令で定めるもの」としては、次のものが定められています。（消防法施行令第45条）

- ・ 地震
- ・ 毒性物質の発散その他の総務省令で定める原因により生ずる特殊な災害

## 防災管理を要する建築物その他の工作物

火災以外の災害による被害の軽減のため特に必要がある「建築物その他の工作物として政令で定めるもの」は、消防法第8条の2の5第1項の規定により自衛消防組織を置くことが義務付けられる防火対象物である建築物その他の工作物とされています。（消防法施行令第46条）

なお、消防法第8条の防火管理者の選任と同様、管理について権原を有する者が同一人である二以上の建築物その他の工作物が同一敷地内にある場合には、本項において準用する消防法第8条の規定の適用については、消防法施行令第2条が適用されることにより一の建築物その他の工作物とみなされるため、これら一とみなされる建築物その他の工作物について防災管理者一人が置かれることとなります。

ただし、消防法施行令第4条の2の5により、自衛消防組織の設置については、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の管理について権原を有する者に限定されていますが、防災管理については、当該防火対象物の全ての管理権原者に義務付けられません。

## 防災管理者とは

防災管理者は、「火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格を有する者」でなければなりません。

防災管理者の職務である防災管理上必要な業務は、その対象とする地震等火災以外の災害の被害の軽減に関する高度な知識を必要とする技術的・専門的なものであり、かつ、その職務の遂行のために管理的又は監督的な行為が必要です。また、後述のとおり、消防法第36条第2項により、防災管理者は、防火管理上必要な業務を行わなければならないこと

となっています。したがって、防災管理者の資格を有する者は、「甲種防火対象物の防火管理者の資格を有する者と同等の防火管理に関する知識を有する者」であり、かつ「火災以外の災害についての防災管理に関する知識を有する者」と整理でき、当該建築物その他の工作物において防災管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものとされています。（消防法施行令第47条）

火災と火災以外の災害の間には、先述のとおり、その発生時における在館者の避難誘導等の際に求められる対応について相違があることから、火災については、火災に関する高度な知識を有し、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる者を防火管理者に選任し、防火管理上必要な業務を行わせることとし、また、火災以外の災害については、火災その他の災害の被害の軽減に関する高度な知識を有し、防災管理上必要な業務を適切に遂行することができる者を防災管理者に選任し、防災管理上必要な業務を行わせることとしています。

しかしながら、求められる業務内容に異なる点があるとはいえ、大規模・高層の建築物等における総合的な自衛消防力の確保という観点からは、そのような管理業務はむしろ一体的に行われることが望ましいと考えられています。

このようなことから、消防法第36条第2項において、同条第1項に規定する防災管理上必要な業務の実施を義務付ける建築物その他の工作物が、消防法第8条第1項に規定する防火管理上必要な業務の実施を義務付けられる防火対象物でもある場合には、防火管理者と防災管理者がそれぞれ別個に管理業務を行うのではなく、防災管理者に防火管理者の業務を併せて行わせることとしています。なお、この場合、防災管理者は、防火管理者としての地位で防火管理業務を行うこととなるため、管理権原者は、当該防災管理者を別途防火管理者として選任する手続き等を行うことが必要です。

#### 防災管理講習

防災管理に関する講習は、初めて受ける者に対して行う「防災管理新規講習」、防災管理者新規講習後に防災管理者に対して行う「防災管理再講習」に分かれます。（消防法施行規則第51条の7第1項）

- ・ 防災管理新規講習 … おおむね5時間
- ・ 防火・防災管理新規講習 … おおむね12時間
- ・ 防火・防災管理再講習 … おおむね3時間

## 防災管理の外部委託

消防法施行規則第2条の2第1項各号に掲げる防火対象物で、管理的又は監督的な地位にあるいずれもが遠隔の地に勤務していることその他の事由により、防災管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長又は消防署長が認める場合（消防法施行規則第51条の6第1項）、防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権原が付与されていることその他総務省令で定める要件（消防法施行規則第51条の6第2項）を満たす者であれば、防災管理者として定めることができます。（消防法施行令第47条第1項）

## 防災管理者の業務

防災管理者は、防火管理者と同じく、建築物その他の工作物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、当該建築物その他の工作物の管理権原者の指示を受けて、当該建築物その他の工作物における防災管理の基本方針である消防計画を作成しなければなりません。防災管理に係る消防計画に盛り込むべき事項の大綱については、消防法施行規則第51条の8第1項において、共通事項、地震による被害の軽減に関する事項及びいわゆるテロ災害による被害の軽減に関する事項の三つに大別して定められています。

必要とされる防災管理の実施を確保するために、地震発生時における当該建築物その他の工作物及び在館者等の被害を想定し、その具体的な態様や規模等を評価することにより、必要な応急活動の内容を整理し、これらに対処するための組織、人員、物資、資機材、活動要領等が確保されるように消防計画を作成することを法令上義務付けることとしたものです。（消防法施行規則第51条の8第1項第2号）

一方、いわゆるテロ災害等の災害に関しては、どのような災害の態様となるか事前に予測することはおよそ不可能であり、防災管理者に、地震と同じようにテロ災害による被害の特性に応じた様々な応急対応を求めることは極めて困難です。ただし、どのような災害が発生しても、建築物その他の工作物において、在館者の安全を確保するために在館者の避難誘導及び消防機関等への通報を実施することは最低限求められるものであり、また、これらの活動の内容は火災や地震が発生した際の対応の応用で相当程度の対応が可能と考えられることから、テロ災害等の災害に関しては、これら事項の実施について防災管理者に義務付けられました。（消防法施行規則第51条の8第1項第3号）また、対象となる災害及びそれによる被害の特性によらない基本的事項として、自衛消防組織に関すること、防災管理上必要な教育に関すること等について消防計画に記載することとしています。

（消防法施行規則第51条の8第1号）

防災管理者は、消防計画に基づく避難訓練を年一回以上実施しなければなりません。（消防法施行令第48条第2項）。また、当該避難訓練を実施する際にはあらかじめ消防機関に通報しなければならないこととされています。（消防法施行規則第51条の8第3項及び第4項）。また避難訓練を実施したときは、訓練の結果を踏まえて消防計画の内容を検証し、必要に応じて消防計画を変更することとされています。（消防法施行規則第51条の8第1項第1号）

防災管理者は、防災管理上必要な業務を行う場合、必要に応じて管理権原者に指示を求めたうえで、その職務を誠実に遂行しなければなりません。（消防法施行令第48条）

## 統括防災管理

### 統括防災管理制度

管理権原が分かれている防災管理対象物の管理権原者は、防災管理対象物全体の防災管理体制を推進するため、統括防災管理者を協議して選任し、全体についての防災管理に係る消防計画の作成、避難訓練の実施等の防災管理業務を行わせなければなりません。（消防法第36条第1項において準用する第8条の2第1項）

この場合、防火・防災管理を一元的に行うために、統括防災管理者は統括防火管理者と同一人物を選任し、統括防災管理者に統括防火管理者の行うべき業務を行わせます。（消防法第36条第3項）

### 統括防災管理対象物

統括防災管理を行わなければならない防災管理対象物は、防災管理を行わなければならない防火対象物で、管理権原が分かれている建物等です。（消防法第36条第1項において準用する第8条の2第1項）

### 統括防災管理者の責務

統括防災管理者は、リーダーシップを発揮し、各防災管理対象物の防災管理者と協力して、防災管理対象物全体の防災管理業務を推進するために、統括防災管理者の責任と任務が規定されています。（消防法施行令第48条の3）

#### ① 全体についての防災管理に係る消防計画の作成と届出

統括防災管理者は、消防法施行規則第51条の11の2に定めてある事項について、防災管理対象物の全体についての防災管理に係る消防計画を作成し、消防長又は消防署長に届け出なければなりません。

#### ② 防災管理上必要な業務

統括防災管理者は、①の消防計画に基づいて、避難の訓練の実施、防災管理対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行わなければなりません。

### 統括防災管理者の指示権

建築物全体の防災管理を実効性のあるものとするために、統括防災管理者は、各防災管理者による防災管理業務が適正に行われていないために、自らに課せられている防災管理対象物全体の防災管理業務を遂行することができないと認める場合には、その権限の範囲において、各防災管理者に対して必要な措置を講ずべきことを指示することができます。その指示内容については、主に次のようなものです。（消防法第36条第1項において準用する第8条の2第2項）

- ① 当該防災管理対象物の廊下等（共用部）に、避難の支障となる物件を置いてある状態を是正しようとする防災管理者に対し、当該物件を撤去することを指示。
- ② 全体についての消防計画に従って実施される訓練に参加しない防災管理者に対して、訓練の参加を促すことを指示。

# 防災管理定期点検

## 防災管理定期点検報告制度

防災管理定期点検報告を実施しなければならない建築物その他の工作物は、防災管理上必要な業務の実施を義務付ける建築物その他の工作物です。なお、防火対象物の定期点検報告の実施は、防火管理上必要な業務の実施を義務付ける防火対象物の一部に義務付けられますが、防災管理上必要な業務の実施を義務付ける建築物その他の工作物は、そのすべてに防災管理定期点検報告の実施が義務付けられることとなります。

防災管理定期点検報告の実施の義務を負う、建築物その他の工作物の「管理について権原を有する者」とは、当該建築物その他の工作物に対して正当な管理権を有する者（建築物その他の工作物の管理行為を法律、契約又は慣習上負うべき者）です。

点検の実施、点検基準及びその結果の報告に関する事項については、消防法施行規則第51条の12及び第51条の14において次のように定められています。

### ア 点検の期間

点検は、一年に一回行う必要があります。（消防法施行規則第51条の12第2項において準用する消防法施行規則第4条の4の4第1項。）

なお、点検実施後、すみやかにその結果を消防長又は消防署長に報告することが必要です。

### イ 防災管理維持台帳の作成

点検対象事項である防災管理者の選任又は解任の届出、消防計画の届出等の状況を防災管理点検資格者が効率的に把握する必要があるため、定期点検報告が義務付けられる管理権原者は、点検の結果を防災管理維持台帳に記録し、これを保存する義務が課されています。（消防法施行規則第51条の12第1項）

### ウ 点検対象事項及び点検基準

点検対象事項は「防災管理上必要な業務その他火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のために必要な事項」、点検基準は「この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項に関し総務省令で定める基準」とされています。（消防法施行規則第51条の14）

### 防災管理点検資格者講習

防災管理点検資格者講習は、知識及び技能の修得を目的として2日間行われ、講習後に1時間の修了考査を行います。なお、修了考査で不合格となった場合には、修了考査を受けた日から1年以内に、1回に限り受け直すことができます。

### 防災管理点検資格者再講習

防災管理点検資格者は、免状の交付を受けた日（交付年月日）以降における最初の4月1日から5年以内ごとに、おおむね5時間の再講習を受講し、登録講習機関が発行する免状の交付を受けなければなりません。（消防法施行規則第51条の12第4項第6号及び平成20年告示第21号第5）

### 防災管理点検の表示

消防法施行規則第51条の15の規定は、防災管理点検を適切に実施しその結果が防災管理点検の点検基準に適合していれば、防災管理点検の表示を付することができる規定であることに留意が必要です。

ただし、防災管理定期点検報告と防火対象物定期点検報告の両方が義務付けられている建築物その他の工作物にあつては、それぞれの制度による点検表示を付することは出来ず、両方の表示の基準に適合している場合に限りその旨の表示を付することができることとされています。